

## ○公共交通を利用した体験学習等事業費補助金交付要領

令和7年5月20日

(趣旨)

第1条 この要領は、公共交通を利用した体験学習等事業（以下「事業」という。）を実施する場合に要する経費について、予算の範囲内で交付する公共交通を利用した体験学習等事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に所在する保育園、幼稚園、小学校、中学校等の保育・教育機関とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、公共交通を利用した体験学習、交流学习、部活動その他補助対象者が実施する公式事業として会長が認めるものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業における園児、児童、生徒及び引率者の鉄道及び路線バスの運賃とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1（JR草津線の全区間又は市内公共交通エリア内の運賃にあつては、10分の10）に相当する額とする。ただし、1人1日当たり1,000円を限度とする。

(事前協議)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業の実施日の7日前までに、公共交通を利用した体験学習等事業費補助金事前協議書（様式第1号）を会長に提出し、受理されなければならない。

(交付申請等)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、公共交

通を利用した体験学習等事業費補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

（1） 事業計画書兼事業実績書（様式第3号）

（2） その他会長が必要と認める書類

2 前項の申請書等は、補助対象事業の実施日から起算して30日を経過した日又は、申請年度の3月31日のいずれか早い日までに会長に提出しなければならない。

（交付決定及び額の確定）

第8条 会長は、前条の規定による申請があった場合において、審査の上、これを適当と認めるときは、速やかに補助金の交付決定及び額の確定（以下「交付決定等」という。）を行い、公共交通を利用した体験学習等事業費補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の支払）

第9条 会長は、前条に規定する交付決定等を行った場合は、交付決定等を受けた者に対し、30日以内に補助金を交付するものとする。

（関係書類の保存期間）

第10条 補助金の交付決定等を受けた者は、補助対象事業に係る帳簿及び証拠書類を当該補助対象事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（その他）

第11条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要領は、令和7年5月20日から施行し、令和7年4月1日から適用する。